

山梨県公報

第二千二百七十一号

平成二十四年

十月二十五日

木曜日

目次

告示

家畜等の移動を禁止する区域の指定の解除……………六〇五

換地計画の決定……………六〇五

道路の区域変更……………六〇五

道路の供用開始……………六〇五

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………六〇六

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………六〇六

教育委員会

一般競争入札について……………六〇六

公安委員会

一般競争入札について(二件)……………六〇八

その他

漁業法による水産動植物の取扱いの制限(二件)……………六一一

告示

山梨県告示第三百七十七号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定による腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定(平成二十四年告示第三百三十三号)は、解除する。
平成二十四年十月二十五日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第三百七十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営畑地帯総合整備事業笛吹川左岸地区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類

山梨県公報 第二千二百七十一号 平成二十四年十月二十五日

を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。
平成二十四年十月二十五日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十四年十月二十六日から同年十一月二十二日まで

三 縦覧場所

笛吹市役所

四 異議申出期間

平成二十四年十一月二十三日から同年十二月七日まで

山梨県告示第三百七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十四年十一月十五日まで一般の縦覧に供する。
平成二十四年十月二十五日

山梨県知事 横内正明

一 道路の種類

県道

二 路線名

甲府昇仙峡線

三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
甲府市千塚四丁目一九九七番の一	地先から	六・六		一六・〇	四三三・〇
			一六・〇		
甲府市千塚四丁目三二五六番の一	地先まで		一六・〇	一六・〇	四三三・〇
			一六・〇		

山梨県告示第三百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十四年十一月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十五日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日
一般国道	一三九号	北都留郡小菅村字ドウドコロ二九五六番の二地先から北都留郡小菅村字柵沢二九三八番の一 địa先まで	二九一・二	平成二十四年十月二十六日

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十月二十五日

山梨県知事 横内正明

- 申請のあった年月日 平成二十四年十月十五日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 名称 特定非営利活動法人 *net* やまなし
 - 代表者の氏名 古屋 武仁
 - 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市中央四丁目十一番九号
 - 定款に記載された目的

この法人は、広く国民に対して、森林整備保全、木材利用推進、環境教育等に関する事業を行い、山村の活性化、ひいては都市も含めた循環型社会の構築及び地球環境の保全に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十四年十月十五日から同年十二月十四日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十月二十五日

山梨県知事 横内正明

- 申請のあった年月日 平成二十四年十月十二日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 名称 特定非営利活動法人 妣田豊原塾
 - 代表者の氏名 白井紀郎
 - 主たる事務所の所在地 山梨県山梨市牧丘町倉科七千二百十九番地の四
 - 定款に記載された目的

この法人は、美術館及びアトリエを中心として、草絵、陶器、染色、木板、篠笛、ハープ等、専門の指導者により、あらゆる人々に学術、技能を提供するとともに教養をたかめ、さらに健全な地域社会の発展と文化向上を図り、もって心身の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 縦覧期間 平成二十四年十月十五日から同年十二月十四日まで

教育委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十四年十月二十五日

山梨県教育委員会教育長 瀧田 武彦

- 一般競争入札に付する事項
 - 借入物品等の名称及び数量
 - 借入物品等の仕様等
 - 借入物品等の仕様等
 - 一式
- 入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間

平成二十五年三月十五日から平成三十年三月十四日までとする。

4 納入場所

山梨県教育委員会教育長が指定する場所

二 一般競争入札の参加資格

1 平成二十四年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十四年山梨県告示第百三十一号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

3 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

4 この公告に示す借入物品等を確実に納入できると山梨県教育委員会教育長が判断した者であること。

5 この公告に示す借入物品等に係るアフターサービスを山梨県教育委員会教育長の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

6 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇四 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

山梨県教育庁高校教育課指導担当 電話〇五五 二二三 一七六六

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十四年十一月九日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下、「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。

3 入札説明会の日時及び場所

平成二十四年十一月二日（金）午後二時

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁北別館五〇五会議室

4 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から平成二十四年十一月九日（金）までの県の休を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県教育庁高校教育課指導担当（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に持参すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

平成二十四年十二月五日（水）午後二時

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁北別館五〇五会議室

6 郵送による入札書の受領期限及び場所

平成二十四年十二月四日（火）午後五時までに山梨県教育委員会高校教育課指導担当（郵便番号四〇〇 八五〇四 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、賃借料総額として見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下、「規則」という。）第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県教育委員会教育長が認められた入札者であつて、規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

<p>4 契約書作成の要否</p> <p>5 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。</p> <p>6 その他 落札者が契約締結までの間に「二 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。その他、詳細は入札説明書による。</p> <p>Summary</p> <p>1 Nature and quantity of the products to be procured Computer Systems for Yamanashi Prefectural Schools' Advancement For Computer Literacy Project:1 Set</p> <p>2 Date and time of the tendering and bid opening 2:00PM December 5, 2012.</p> <p>3 Section in charge High School Education Division, Yamanashi Prefectural Board of Education 6-1, Marunouchi 1-chome, Kofu-shi, Yamanashi-ken 400-8504 JAPAN Phone 055-223-1766</p> <p style="text-align: center;">公安委員会</p> <p>● 一般競争入札について 次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マフケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。</p> <p>平成二十四年十月二十五日</p> <p style="text-align: right;">山梨県警察本部長 真 家 悟</p> <p>1 一般競争入札に付する事項 業務委託の名称及び数量 事件対策システム構築業務 一式</p>	<p>2 業務委託の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。</p> <p>3 履行期限 平成二十五年九月三十日</p> <p>4 設置場所 山梨県警察本部事件対策室内等</p> <p>5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>二 一般競争入札の参加資格</p> <p>1 一般競争入札の参加資格に記載した条件を全て満たす者であること。</p> <p>2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。</p> <p>3 平成二十四年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十四年山梨県告示第百三十一号）の一に定める競争入札に参加することができる者又は入札の日までに取得見込みの者であること。</p> <p>4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。</p> <p>5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一條第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第九十九條第一項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。</p> <p>6 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一條第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。</p>
--	--

7 民事再生法附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていけないこと。

8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

9 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。

10 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。

11 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。

12 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。

13 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次のアからエまでのいずれかに該当する者のいない法人であること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

エ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目九番十九号 山梨県警察本部刑事部捜査第一課庶務係 電話〇五五 二三五 二二二一

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十四年十一月六日（火）までの山梨県の休日を含め、例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで三の1の交付場所において交付する。

3 入札及び開札の日時及び場所

平成二十四年十二月五日（水）午前十時 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

山梨県会議事堂地下B02会議室

4 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号、以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

5 落札者の決定方法

この公告に示した委託業務を遂行できると山梨県警察本部長が認めたと入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第八八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から平成二十四年十一月九日（金）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで三の1の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否

要

6 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に二に掲げる参加資格のうち、一つでも満たさなくなつた場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Setting of crime control System equipment, 1 Set
2 Date and time for tender
10:00AM December 5, 2012
3 Bureau in charge
General Affairs Unit, First Criminal Investigation Division, Criminal
Investigation Department, Yamanashi Prefectural Police Headquarters 6-1
Marunouchi 1-chome Kofu-shi
Yamanashi-ken 400-8586 Japan TEL 055-235-2121

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十四年十月二十五日

山梨県警察本部長 真 家 悟

- 1 一般競争入札に付する事項
業務委託の名称及び数量
総合指揮システム構築業務 一式
 - 2 業務委託の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 履行期限
平成二十五年九月三十日
 - 4 設置場所
山梨県警察本部総合指揮室内等
 - 5 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一日未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 二 一般競争入札の参加資格
- 1 一般競争入札の参加資格に記載した条件を全て満たす者であること。
 - 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

- 3 平成二十四年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十四年山梨県告示第三百一十一号）の一に定める競争入札に参加することができる者又は入札の日までに取得見込みの者であること。
- 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一条第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第九十九条第一項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 6 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 7 民事再生法附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- 9 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。
- 10 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。
- 11 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。
- 12 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。
- 13 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次のアからエまでのいずれかに該当する者のいない法人であること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの
エ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目九番十九号 山梨県警察本部警備部警備第二課庶務係 電話〇五五 二三五 二二二一

2 入札説明書の交付方法
この公告の日から平成二十四年十一月六日(火)までの山梨県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の交付場所において交付する。

3 入札及び開札の日時及び場所
平成二十四年十二月五日(水)午後一時三十分 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県会議事堂地下B02会議室

4 入札の無効
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」といふ。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

5 落札者の決定方法
この公告に示した委託業務を遂行できると山梨県警察本部長が認めたる入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。

四 その他
1 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
2 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第八八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から平成二十四年十一月九日(金)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否
要
6 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に二に掲げる参加資格のうち、一つでも満たさなくなつた場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。
(二) 詳細は、入札説明書による。

Summary
1 Nature and quantity of the products to be procured
Entrustment of general command system construction, 1 Set
2 Date and time for tender
1:30PM December 5, 2012

3 Bureau in charge
General Affairs Unit, Second Security Division, Security Department,
Yamanashi Prefectural Police Headquarters 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi
Yamanashi-ken 400-8586 Japan TEL 055-235-2121

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第五号
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百十條第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、本県内のコイ(マコイ及びニシキコイをいう。以下同じ。)の取り扱いを次のとおり制限する。
平成二十四年十月二十五日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 平 山 公 明

一 指示内容

1 放流の制限

本県内において、コイの放流（再放流を除く。）をしてはならない。ただし、当該コイがコイヘルペスウイルス病検査で陰性が確認されたコイと同一飼育池のコイ群に属する場合及び公的研究機関が試験研究の用に供する目的である場合は、この限りでない。

2 持ち出しの制限

本県内において、コイを採捕した者は、採捕したコイをその場から持ち出ししてはならない。ただし、公的研究機関が試験研究の用に供する目的である場合は、この限りでない。

二 指示の区域

山梨県内の公共用水面

三 指示の期間

平成二十四年十一月十七日から平成二十五年十一月十六日まで

山梨県内水面漁場管理委員会指示第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり制限する。

平成二十四年十月二十五日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 平 山 公 明

一 指示内容

本県においてイワナ、ヤマメ又はアマゴ（卵を含む。以下同じ。）を放流しようとする者は、山梨県内水面漁場管理委員会の承認を受けなければならない。ただし、イワナ、ヤマメ又はアマゴについて漁業権免許を受けている者が漁業権に基づいて放流する場合、捕獲したイワナ、ヤマメ又はアマゴを捕獲した場所に再放流する場合並びに公的研究機関が試験研究の用に供するためにする場合、この限りでない。

二 指示の区域

山梨県内の公共用水面

三 指示の期間

平成二十四年十月二十七日から平成二十六年十月二十六日まで